

業務継続計画（BCP）

介護サービス事業所及び老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホームの運営基準において、業務継続計画について定められています。

以下に、運営基準の要点と、運営指導における主な指導事項について説明します。

1 「業務継続計画」の策定

令和6年4月1日から、全サービスにおいて、業務継続計画の策定が義務化されました。

(1) 業務継続計画とは

業務継続計画（訪問介護の例）

指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

(2) 業務継続計画の内容

業務継続計画には、次のような内容を定めることとされています。

感染症	非常災害
平時からの備え 体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等 初動対応 感染拡大防止体制の確立 保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等	平常時の対応 建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等 緊急時の対応 業務継続計画発動基準、対応体制等 他施設及び地域との連携

- ・運営指導において、感染症に関する業務継続計画について、新型コロナウイルスに関する対応のみの内容となっている計画が見受けられました。
 その他の感染症の発生にも対応できる計画としてください。
- ・運営指導において、業務継続計画は策定されているものの、「役割分担や連絡先が空欄となっている。」「備蓄品等が確認されていない。」等、実際の感染症や災害が発生した際に対応できる内容ではないものが見受けられました。
 業務継続計画には、実際の対策として有効な内容を定めてください。

【業務継続計画未策定減算】

業務継続計画が策定されていない事業所については、「業務継続計画未策定減算」が適用されることになりましたので、適切な介護報酬の算定をお願いします。

なお、「業務継続計画未策定減算」は、「感染症」又は「非常災害」のいずれかが策定されていない場合も適用となります。

(1) 減算の適用時期

令和6年4月1日	下記以外のサービス
令和7年4月1日	訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援

(2) 減算の経過措置

次の場合については、経過措置として減算の適用が猶予されています。

条 件	「感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画の策定」が実施されている場合。
経過措置	令和7年3月31日まで

※業務継続計画が策定されていない場合は、減算の始期は上記の適用時期又は経過措置の終了後となりますのでご注意ください。

2 「業務継続計画に関する研修及び訓練」の実施

業務継続計画に関する研修及び訓練について、それぞれ次のとおり実施する必要があります。

(1) 研修

回数	年2回以上	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
	年1回以上	上記以外のサービス
内容	・業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有する。 ・平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行う。	

※感染症の業務継続計画に関する研修は、「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」と一体的に行うことも差し支えありません。

(2) 訓練

回数	年2回以上	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
	年1回	上記以外のサービス

	以 上	
内容		・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施する。

※感染症の業務継続計画に関する訓練は、「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」と一体的に行うことも差し支えありません。

※非常災害の業務継続計画に関する訓練は、「非常災害対策に係る訓練」と一体的に行うことも差し支えありません。

- ・運営指導において、研修や訓練を行っているが記録がない、または内容が不明確な事例が見受けられます。実施した場合は、日時、出席者、実施内容等について確認できるよう記録してください。
- ・当日欠席した職員には、後日実施した上で、実施したことが確認できるよう記録してください。
- ・研修と訓練について、記録上どちらを実施したのか不明確な事例が見受けられます。それぞれに実施内容が異なるため、実施内容が確認できるよう記録してください。また、研修と訓練を続けて実施した場合は、それぞれを実施したことが確認できるように記録してください。
- ・他の研修又は訓練と一体的に実施したものについて、記録において一体的に実施したことが確認できない事例が見受けられます。研修又は訓練を一体的に実施する場合は、表題、項目等において、それぞれを実施したことが確認できるように記録してください。

3 業務継続計画の定期的な見直し

業務継続計画の策定後は、定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ってください。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp